

男女共同参画社会の実現をめざす



第3次富田林市 男女共同参画計画

ウィズプラン

第1期 実施計画

2018～2020 年度



 富田林市

平成30（2018）年3月

も く じ

<ウィズプラン施策体系>

重点 目標	主要施策		施策		頁	
1 女性の活躍に向けた環境づくりの推進	(1)	働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	①	職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進	3	
			②	事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ	3	
			③	男性にとっての男女共同参画の推進	3	
	(2)	子育て支援の充実	④	子育てのための支援体制の充実	3	
			⑤	地域における子育て支援の充実	4	
	(3)	介護者支援の充実	⑥	家族介護者への支援の充実	4	
	(4)	女性の職業生活における活躍支援	⑦	市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進	4	
			⑧	事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援	4	
	2 政策・方針決定過程等における女性の活躍支援	(5)	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	⑨	審議会等への女性登用の推進	5
				⑩	事業所での女性登用の促進	5
(6)		女性の人材育成	⑪	女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援	5	
			⑫	女性リーダーの育成と登用のしくみづくり	5	

(※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ＝性と生殖に関する健康と権利のこと。平成6(1994)年の国際人口/開発会議で国際的に承認を得た考え方で、人権の重要な一つとして認識されています。生涯を通じて、身体的、精神的、社会的な健康を維持する権利、すべての個人とカップルが、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どのくらいの間隔で産むかなどについて、責任をもって自由に選択し、自ら決定できる権利が含まれます。)

重点目標	主要施策		施策		頁
3 男女が安心して暮らせる まちづくりの推進	(7)	性の尊重と母性保護の促進	⑬	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (※ ^{P.1}) の普及・啓発の推進	5
			⑭	母子保健の充実	6
	(8)	生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	⑮	ライフステージに応じた健康づくりの促進	6
	(9)	さまざまな困難を抱える人への支援	⑯	高齢者や障がい者（児）への支援	6
			⑰	複雑・多様化する生活課題等に対する支援	7
			⑱	ひとり親家庭への支援	7
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(10)	女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶	⑲	あらゆる暴力を許さない意識づくり	7
			⑳	女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり	7
	(11)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	㉑	配偶者等からの暴力の防止対策の推進	8
			㉒	関係機関の連携による体制の充実	8
5 男女共同参画のための意識啓発の推進	(12)	社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進	㉓	男女共同参画に関する情報提供の推進	8
			㉔	家庭生活における男女共同参画の促進	8
			㉕	地域における男女共同参画の促進	9
	(13)	男女共同参画の教育・学習の推進	㉖	学校園における男女平等教育の推進	9
			㉗	男女共同参画の学習の推進	9
			㉘	性的マイノリティ (※ ^{P.2}) についての理解促進	10

(※性的マイノリティ=同性愛者、バイセクシュアル(恋愛、性愛の対象が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人)、トランスジェンダー(性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人)、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確な人)などの人々の総称のこと)

重点目標1. 女性の活躍に向けた環境づくりの推進**(1) 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進****施策① 職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進**

[主な関連課] 人権政策課・商工観光課

- 1 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の法制度の周知徹底をめざし、事業主や労働者に対し、啓発を進めます。
- 2 マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど職場における人権侵害の解消を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。
- 3 様々な就労形態に応じた、情報提供、相談体制等の充実を促進するとともに、労働相談の利用促進を図ります。

施策② 事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ

[主な関連課] 人権政策課・商工観光課

- 1 事業所が、働く人の仕事と家事・子育て・介護等の家庭生活の両立を支援するとともに、さまざまな価値観やライフスタイルに従った働き方の選択ができる職場環境を作り、多様な人材の活用を進めることで、効率化と生産性の向上が実現できるよう、先進事例の情報提供をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの積極的推進について呼びかけます。
- 2 女性の管理職登用や就労におけるポジティブアクションの促進、男性正社員を前提とした長時間労働などを特徴とする男性中心型労働慣行の見直しを啓発します。

施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進

[主な関連課] 人権政策課・こども未来室・高齢介護課・健康づくり推進課・生涯学習課・公民館

- 1 男女が協力して、家事、子育て、介護等の家庭生活に関わることの重要性について啓発するため、男性対象の講座を開催するなど、男性の家庭参画の促進に努めます。
- 2 家事・子育て・介護等について、男性も気軽に相談できる窓口運営に努めます。
- 3 固定的な性別役割分担意識がもたらす社会的重圧等に対し、男性を対象とした相談窓口の情報提供を行います。

(2) 子育て支援の充実**施策④ 子育てのための支援体制の充実**

[主な関連課] 総務課・人権政策課・地域福祉課・こども未来室・児童館・障がい福祉課・健康づくり推進課・教育指導室・生涯学習課・公民館・図書館

- 1 保護者の多様な保育・教育ニーズに対応しながら、保育所における年間を通しての待機児童の解消や小児科部門を持つ医療機関と連携のうえ病児保育を実施するなど、保育内容の充実を図るとともに、昼間、保護者が家庭にいない児童のために学童クラブの充実に努めます。
- 2 地域ぐるみの子育ての推進をめざし、育児相談や行事への参加などを通じて、男性の子育て参加を推進するとともに、家庭訪問事業など、家庭における子育てに対する支援の充実を図ります。
- 3 子どもの虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して啓発を行うとともに、早期発見、対応、回復支援に努めます。
- 4 保護者の社会参画を促進するため、公共施設における乳幼児設備の充実に努めます。
- 5 発達障がいのある児童の早期支援体制の充実に努めます。

施策⑤ 地域における子育て支援の充実

[主な関連課] 人権政策課・市民協働課・こども未来室・児童館・健康づくり推進課・生涯学習課・公民館・図書館

- 1 地域に密着した子育て支援のネットワーク強化に向け、個別訪問を中心とした子育て支援を実施するとともに、子育て応援サイトや冊子等で子育てサービスに関する情報の情報発信に努めます。
- 2 保護者と子どもが気軽に集い、相互交流できる地域の子育て支援拠点「つどいの広場」の活用を図ります。

(3) 介護者支援の充実

施策⑥ 家族介護者への支援の充実

[主な関連課] 地域福祉課・障がい福祉課・高齢介護課

- 1 介護における負担を特定した人に集中させることのないよう、関係法に基づくサービスの周知や在宅・施設サービスなどの情報提供や適正な利用促進に努めます。
- 2 「ケアセンター（けあばる）」などの福祉施設の利用促進を図るとともに、介護講座を実施し、介護を社会全体で支えるしくみづくりを推進します。
- 3 地域ボランティアやNPO等の地域による福祉活動の促進を図ります。
- 4 高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めます。
- 5 高齢者の「できること」を伸ばし「やりたいこと」をかなえる自立支援型の介護予防事業を実施するとともに、高齢者が意欲と能力に応じてボランティアや地域活動等に参加し、生きがいと健康づくり、介護予防に繋がるような助け合いの地域や集いの場づくりを進めます。

(4) 女性の職業生活における活躍支援

施策⑦ 市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進

[主な関連課] 人事課

- 1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って取り組むことで、女性職員だけでなく、男性職員にとっても仕事と家事・子育て・介護等の家庭生活が両立できるような職場づくりを進め、組織力の強化を図ります。
- 2 女性職員の管理職登用を含め、また、配置においても、あらゆる方針決定過程等の場における女性の参画を促進し、女性の人材育成に努めます。
- 3 女性の活躍推進や人権に関する職員研修等の機会を設けます。

施策⑧ 事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援

[主な関連課] 人権政策課、商工観光課

- 1 事業所の、女性活躍推進等に関する自主的な取り組みを促進するための支援等について検討します。

重点目標2. 政策・方針決定過程等における女性の活躍支援**(5) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進****施策⑨ 審議会等への女性登用の推進**

[主な関連課] 審議会等設置課

- 1 女性が未参画の審議会等をなくすとともに、審議会等への女性の登用率の30%達成に向け、委員構成の見直しなどを検討するとともに、政策・方針決定過程における男女の均衡を図ります。
- 2 市民参画をより一層促進するため、パブリックコメントの実施や各審議会等への一部公募制の導入や会議の公開、会議開催日時の配慮等を推進します。

施策⑩ 事業所での女性登用の促進

[主な関連課] 人権政策課・商工観光課

- 1 他機関と連携し、事業所における女性の管理職登用や職域拡大についての情報収集を行い、効果的な情報提供に努めます。

(6) 女性の人材育成**施策⑪ 女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援**

[主な関連課] 情報公開課・人権政策課・人権文化センター・市民協働課・農業振興課・商工観光課

- 1 就労等に関する情報を集めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、相談体制の充実に取り組みます。
- 2 女性の再チャレンジ支援や、能力開発・キャリアアップのための職業講座などを開催するとともに、求人事業所とのマッチングの機会充実を図ります。
- 3 関係機関と連携し、起業、創業の支援を行います。
- 4 職場でのトラブルに対する労働相談等の相談窓口の周知を行い、就労継続を支援します。
- 5 NPO法人の設立、運営等に関する相談や情報提供を行います。

施策⑫ 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり

[主な関連課] 人権政策課、商工観光課、農業振興課

- 1 家庭・地域・職場などさまざまな場で、男女共同参画の視点をもって活動することができる人材を育成するための連続講座等を開催し、活躍の場の提供に努めます。
- 2 自営業や農業などに従事する女性たちの自主的な活動への参加を支援するとともに、学習機会の提供により経営への参画支援に努めます。

重点目標3. 男女が安心して暮らせるまちづくりの推進**(7) 性の尊重と母性保護の促進****施策⑬ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※^{P.1}）の普及・啓発の推進**

[主な関連課] 人権政策課・こども未来室・健康づくり推進課・教育指導室・生涯学習課・公民館

- 1 性と生殖に関する健康と自己決定権の確立のため、男女が互いの身体的特質を十分に理解し、互いの性を尊重する講座等の啓発活動を推進します。
- 2 男女ともに、成育段階に応じた教育・啓発活動を推進します。
- 3 女性特有の病気についての専門外来の充実を図るとともに、性差医療（※）の重要性に関する啓発を図ります。

（※性差医療＝疾患の罹患状況が男女で異なることをふまえた性差に応じた的確な医療のこと）

施策⑭ 母子保健の充実

[主な関連課] 健康づくり推進課・図書館

- 1 妊娠・出産期にある女性の心身の健康や妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談・支援・指導等の充実に努めます。
- 2 出産前後の両親対象のマタニティ教室や育児教室は、女性も男性もが参加しやすい日程等に留意し開催します。
- 3 不妊、不育に関する相談窓口の情報提供とともに、不妊治療を行う夫婦に対して助成を行います。
- 4 妊産婦健診や小児救急医療の充実に努めます。

(8) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

施策⑮ ライフステージに応じた健康づくりの促進

[主な関連課] 障がい福祉課・高齢介護課・福祉医療課・健康づくり推進課・生涯学習課

- 1 各種健康教室や健康診査、がん検診等を実施するとともに、生涯を通じ、自分の健康を自分で管理するという意識向上のため、わかりやすい広報を心がけ、受診促進に努めます。
- 2 心とからだの健康教育・学習や健康相談の充実など、ライフステージに合わせた心身の健康づくり支援を図ります。
- 3 地域や家庭でも健康指導が受けられるよう出前教室や訪問指導の充実に努めます。
- 4 禁煙・飲酒・薬物の害悪に関する啓発を関係機関と協力しながら進めます。
- 5 自殺の背景には、さまざまな社会的要因が複雑に関係していることから、庁内ネットワークによる共通認識を図り、自殺予防対策を推進します。

(9) さまざまな困難を抱える人への支援

施策⑯ 高齢者や障がい者（児）への支援

[主な関連課] 地域福祉課・障がい福祉課・保険年金課・高齢介護課・福祉医療課・道路交通課・まちづくり推進課・商工観光課・教育総務課・生涯学習課・公民館

- 1 さまざまな社会保障制度の周知に努めます。
- 2 就労を希望する高齢者や障がい者が働き続けられるよう支援するとともに、事業所の人材確保を支援していくため、ハローワークやシルバー人材センターなど関係機関と連携し、就労機会に関する情報提供を行います。
- 3 高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、移動手段の確保を図るとともに、公共施設等におけるバリアフリーを進め、住みよい福祉のまちづくりをめざします。
- 4 高齢者や障がい者の知識や能力を生かし、希望する地域活動や生涯学習活動へ参加できるよう支援します。
- 5 講演会等への手話通訳者、要約筆記者の派遣を進めます。

施策⑰ 複雑・多様化する生活課題等に対する支援

[主な関連課] 情報公開課・人権政策課・市民協働課・人権文化センター・地域福祉課・こども未来室・障がい福祉課・保険年金課・健康づくり推進課・商工観光課・教育指導室・生涯学習課・公民館

- 1 効率的な各種相談事業の実施に努めるとともに、国、府等関係機関で実施されているものを含めて、相談窓口の情報提供を行い、女性であること、障がいがあること、外国にルーツを持つこと、アイヌの人々であること、部落差別などによる複合的な生活課題等に対しては関係機関が連携して支援にあたります。
- 2 女性の悩み相談事業や女性のための電話相談事業の充実など、女性が相談しやすい窓口の整備を推進します。
- 3 国際的な人権尊重の意識を高め、多文化共生のための相互理解のための活動を促進するとともに、通訳・翻訳サポート制度などを通じ、外国人市民が抱える様々な悩みの相談の充実を図ります。
- 4 生活困窮者自立支援法に基づき、生活の不安に対し、具体的な自立支援プランによる支援を行うとともに、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく成長できるよう、子どもの貧困対策を推進します。

施策⑱ ひとり親家庭への支援

[主な関連課] 人権政策課・地域福祉課・こども未来室・福祉医療課・生活支援課・商工観光課

- 1 ひとり親家庭には専門職である母子・父子自立支援員が相談にあたり、就労支援など自立のための支援制度の充実を図ります。
- 2 ひとり親家庭に対するさまざまな不利益や差別、偏見を解消するための啓発に努めます。

重点目標 4. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(10) 女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶

施策⑲ あらゆる暴力を許さない意識づくり

[主な関連課] 人事課・情報公開課・市民窓口課・人権政策課・地域福祉課・こども未来室・障がい福祉課・保険年金課・高齢介護課・健康づくり推進課・生涯学習課・公民館・他関係課

- 1 女性に対するあらゆる暴力への正しい理解のため、予防と人権の擁護に努めるための情報提供や、講座の開催等学習機会を提供するなど啓発活動の充実に努めます。
- 2 メディア・リテラシー（※）向上のための啓発に努めます。
（※メディア・リテラシー＝メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと）
- 3 デートDVなどの若年層に対する暴力の防止に向け、教育機関等と連携した取り組みを進めます。
- 4 庁内における、ハラスメントの相談窓口を充実するとともに、庁内のハラスメント防止・対応方針及び相談体制の周知を進め、ハラスメントに対する意識改革を図ります。

施策⑳ 女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり

[主な関連課] 情報公開課・総務課・人権政策課・市民協働課・人権文化センター・地域福祉課・こども未来室・まちづくり推進課・商工観光課・みどり環境課・生涯学習課・他関係課

- 1 公的発行物において、女性や子どもの人権を侵害するような表現を避けるよう、意識啓発を図るとともに、市民からの通報があった場合は、是正に努めます。
- 2 防犯対策として、青色防犯パトロールなどの活動を支援します。
- 3 女性や子どもに対する差別的な表現や性的表現など、有害環境の排除に努めます。
- 4 防犯灯や防犯カメラの設置、環境美化、コミュニティの活性化など犯罪が起きにくい環境整備や地域づくりを促進します。

(1 1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進**施策⑳ 配偶者等からの暴力の防止対策の推進**

[主な関連課] 人権政策課・他関係課

- 1 配偶者等からの、さまざまな暴力の防止についての啓発に努めるとともに、他の虐待対応機関等と連携を進め、被害者が速やかに相談したり、支援を受けられるよう広く周知を行います。
- 2 被害者に対応する市職員等に対し、DV等に関する研修を行い、支援力の向上や二次被害の防止等を図ります。
- 3 国、府等の加害者を対象とした取り組みに関する情報収集に務めます。

施策㉑ 関係機関の連携による体制の充実

[主な関連課] 市民窓口課・人権政策課・こども未来室・住宅政策課・他関係課

- 1 各関係機関と連携した「富田林市DV対策連絡会議」を中心に、総合的かつ迅速な対応をめざし、「配偶者暴力防止法」に基づいた、DV被害者の保護と自立のための支援に努めます。

重点目標 5. 男女共同参画のための意識啓発の推進**(1 2) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進****施策㉒ 男女共同参画に関する情報提供の推進**

[主な関連課] 全課

- 1 男女が共に生きやすい社会の実現に向けて社会制度・慣行における男女の役割など性別による固定的な決めつけの見直しを、全庁的に推進します。
- 2 公的広報（広報誌やウェブサイト、その他市が発行する印刷物）においては、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現とするよう配慮し、性別役割分担意識の解消や地域社会の慣習などにおける男女の固定的な役割の見直しについての啓発を図ります。
- 3 男女共同参画のための啓発リーフレット「V i v i d（びびっど）」の発行や、市の広報誌・ウェブサイトにおいて、定期的に啓発記事掲載や情報の提供を行います。
- 4 広く男女平等をめざす学習機会を提供するため、男女共同参画フォーラム「Be-inひろっぱ」や「ウィズネット」研修会等を市民との協働により開催します。
- 5 市立図書館における男女共同参画関連図書を充実し、その活用を促進します。

施策㉓ 家庭生活における男女共同参画の促進

[主な関連課] 情報公開課・人権政策課・こども未来室・児童館・健康づくり推進課・教育指導室・生涯学習課・公民館

- 1 家事や子育て、介護等の講座の開催においては、男性も参加しやすいように工夫するなど、家庭において男女が共に家庭的責任を担うよう、意識向上に努めます。
- 2 固定的役割分担意識からの解消をめざし、広報誌などを通じ、男女平等をめざした啓発や学習機会、関連情報の提供を図ります。

施策⑳ 地域における男女共同参画の促進

[主な関連課] 全課

- 1 まちづくりに男女双方の視点が活かされるよう、様々な場に男女が共に参画できる体制づくりを図り、PTA、NPO、ボランティア等地域活動における方針決定の過程への男女の対等な参画を啓発します。
- 2 防災対策について、男女のニーズの相違をふまえ、女性の視点を重視した取り組みに努めます。
- 3 各種講座やイベントなどの企画・運営において、市民との協働を進めるとともに、団体、グループへの男女共同参画関連事業に関する支援に努め、相談や情報提供を通じて、市民によるまちづくりの企画や取り組みへの支援を推進します。
- 4 「男女共同参画センター」においても、グループ間のネットワークの充実に努めます。
- 5 次代を担う青少年の健全な発達を地域ぐるみで支援するため、人権尊重と男女平等の視点で、ジュニアリーダーを育成し、放課後子ども教室などの社会教育を関係機関と協力して推進します。
- 6 戦争の記憶を風化させないため、非核平和都市宣言に添って、平和を考える戦争展等、啓発事業を推進します。

(13) 男女共同参画の教育・学習の推進

施策㉑ 学校園における男女平等教育の推進

[主な関連課] こども未来室・教育総務課・教育指導室

- 1 学校教育活動全般において、男女共同参画の一層の推進と性別役割分担意識の改革を図ることにより、多様な生き方を選択できる教育環境の充実に努めます。
- 2 学校、幼稚園、保育園において、個人の尊厳を重視した指導方法を研究し、各教科・領域において男女平等の視点も取り入れた教育、保育を推進します。
- 3 男女平等教育の視点なども取り入れて教材、教科書の採択、資料等の活用などを進めます。
- 4 性別に関わりなく、一人ひとりの能力や個性にあった進路指導を行うとともに、職業選択についての教育の充実に努めます。
- 5 男女の性や生殖にかかわる機能だけでなく人間尊重の精神に基づいた性に関する教育の実施に努めます。
- 6 性別によって異なる健康問題についての理解を促進するとともに、子どもの状況や発達段階に応じて、身体の健康を守り、適切に自己管理できるよう正しい知識の普及、啓発に努めます。
- 7 男女平等教育の推進を担う教職員の研修の充実に努めます。
- 8 男女の教職員が対等に活躍できる職場環境の整備を図るとともに、女性教職員のリーダーや管理職への育成に努めます。
- 9 学校園内でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止するため、学校園職員対象の研修等を実施し、啓発に努めます。

施策㉒ 男女共同参画の学習の推進

[主な関連課] 情報公開課・人権政策課・市民協働課・人権文化センター・地域福祉課・こども未来室・児童館・生涯学習課・公民館・図書館

- 1 講座、講演会、セミナーなどの開催にあたっては、幅広いテーマで開催する等、より多くの人に参加しやすいように工夫し、男女共同参画推進のためのさまざまな関連情報の提供に努めます。
- 2 乳幼児を伴う保護者の参加を促すため、講座等に託児教室の併設を促進します。

- 3 男女共同参画活動助成金制度の内容を見直しつつ、男女共同参画社会実現に資する自主的な活動を支援します。
- 4 良書に触れる機会を提供するとともに、有害情報等の調査や、正しい性情報の提供に努めます。

施策⑳ 性的マイノリティ（※^{P.2}）についての理解促進

[主な関連課] 人権政策課・健康づくり推進課・生涯学習課・公民館

- 1 性の多様性に対する理解、誤解や偏見を解消するための啓発を進め、支援を必要とする人への地域活動を促進します。
- 2 公共施設における多目的トイレの表示や、各種申請書類の性別欄の見直しなど 性的マイノリティ（※^{P.2}）の存在を意識した取り組みを進めます。

ウィズプラン（With Plan）には、
「女性と男性が一緒になって、男女共同参画社会の
実現をめざす」という意味が込められています。

**第3次富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）
第1期実施計画〔2018～2020年度〕**

発行日：平成30（2018）年3月

発行：富田林市人権政策課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号